



シリーズ 今、気づき、じんけん

共に生きる 38

誰もが自分を表現できる社会に

令和3年、高校在学中に学生団体を立ち上げ、LGBTQ（性的少数者）の理解促進に取り組む安武優希さんに話を聞きました。

いないんじゃないくて、言えないだけ

高校生のとき、九州各地や海外に住む大学生とオンラインで交流する「未来創造キャンプ」に参加しました。LGBTQについて話し合う場で積極的に発言している他の参加者と比べて、いかに自分に知識がないかを痛感しました。知らないがゆえに、無意識に誰かを傷つける言動をしていたかもしれない、と怖くなったのを覚えています。それまで「当事者に出会ったことがない」、「私の周りにはいない」と思い込んでいました。でもいないんじゃないくて、周りに言えないだけなんじゃないかと気付いたんです。

特別ではなく、これからも仲間

「未来創造キャンプ」参加者の呼び掛けで、LGBTQへの理解促進を図る学生団体「Over the

「まずはいろいろな性のある人と受け入れることが大切」と語る安武さん



安武優希さん

学生団体「Over the Rainbow（オーバー・ザ・レインボー）」で広報を担う。高校生の頃、自主映画「明日、晴れますか」の制作にも携わり、大学生になった現在も啓発活動に取り組む

Rainbow」を作りました。冊子で啓発しようという案が浮かびましたが、それでは興味がある人しか届かない。映画なら見た人がそれぞれ自由な受け取り方ができると考え、約40分の作品を作りました。今も講演会などで上映され、LGBTQへの理解促進につながっていると感じています。

活動を始めた頃、当事者だと打ち明けてくれたメンバーがいました。その人が私と何か違うわけでもないし、付き合い方が変わるわけでもないのに、うまく返せなかったんです。私が持っていたのはうわべだけの知識だったと気付きました。

それから活動しながら学んでいくうちに、LGBTQは特別じゃない。「こうなりたい」という意思を持っているのがカッコいいと思えるようになってきました。

いろいろな人がいるという視点を持つ

私は「いつから異性を愛するようになったの？」と聞かれたことはありません。「いつから同性愛者になったの？」。これは、同性愛者の人によく向けられる質問です。悪意がなくても、知識や出会いがなために相手を傷つけているかもしれません。

差別や偏見は無知から生まれます。だからこそ、まずは知ってほしい。いろいろな性のあり方があるという視点を持つことで、皆が生きやすい社会になるのではないのでしょうか。

◎人権・同和対策課

(☎0942・30・9045、FAX 0942・30・9703)

住民税均等割のみ課税世帯に給付

物価高騰対応追加支援給付金



対象者には通知書を郵送

物価高騰による負担増を踏まえ、住民税が均等割のみ課税の世帯に1世帯7万円を支給します。令和5年12月1日時点で市に住民登録がある世帯が対象。市がすでに振込口座を把握している世帯には、「圧着はがき」の通知書を郵送しています。給付金の振り込みは、4月中旬の予定です。今回新たに対象になったことを



郵送される圧着はがき(左)と確認書が封入されている封筒

8月31日までご申請を

令和5年7月から12月までの期間に、3万円の給付を受けていない対象世帯には、10万円を支給します。令和5年1月2日以降に市に転入した対象世帯には通知書、確認書が届かないため、8月31日(土)までに申請書の提出が必要です。不明な点はコールセンターに問い合わせてください。平日の9時から17時まで。

9752)

消費生活 Q & A



給湯器や屋根工事の「点検商法」に注意

給湯器や屋根の点検に関する消費生活相談が増えています。市やガス会社から依頼されたとうそをついたり、瓦が飛びそうだと不安をあおったりして高額な交換・工事代金を請求する手口です。

Q 知らない業者から「給湯器の無料点検に伺いますよ」と電話がありました。明日点検に来たいと言っています。念のため給湯器の設置業者に確認したら、そこは関係ない業者だと分かり、心配になりました。どうしたらいいですか。

A 電話や訪問で点検をもちかける業者には安易に点検させないようにしましょう。給湯器の交換で50万円、屋根工事で200万円請求された事例も。点検を断りたいときは、ドアを開けずインターホン越しに断りましょう。契約してしまっても、契約書を受け取った日を含め8日間は契約を解除できます(クーリング・オフ)。住宅や設備に不安がある場合は、設置業者などに確認したり、複数の業者から見積もりを取ったりしましょう。

勧誘の例

「このままでは壊れますよ」

「台風が来たら雨漏りしますよ。瓦が飛んだら近所に迷惑が」

「今契約すれば割り引きます」



不要な工事をされる場合も

◎消費生活センター (☎0942・30・7700、FAX 0942・30・7715)